

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第14号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成14年佐賀県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
条例第2条第1項第1号に掲げる団体	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団 <u>公益財団法人佐賀県教育文化振興財団</u> <u>公益財団法人佐賀県国際交流協会</u> 公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 <u>公益財団法人佐賀県健康づくり財団</u> 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター <u>公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団</u> <u>公益財団法人佐賀県建設技術支援機構</u> 公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団 略	条例第2条第1項第1号に掲げる団体 一般財団法人佐賀県環境クリーン財団 公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団 略	
略		略	
条例第2条第1項第3号に掲げる団体	公立学校共済組合佐賀支部 <u>佐賀県信用漁業協同組合連合会</u> 佐賀県道路公社 佐賀県土地開発公社 <u>社会福祉法人恩賜財団済生会唐津病院</u> 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 日本赤十字社唐津赤十字病院	条例第2条第1項第3号に掲げる団体 公立学校共済組合佐賀支部 佐賀県道路公社 佐賀県土地開発公社 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 日本赤十字社唐津赤十字病院	

改正前		改正後	
	<u>放送大学学園</u> <u>学校法人大隈記念早稲田佐賀学園</u>		<u>学校法人旭学園佐賀女子短期大学</u> <u>学校法人東明館学園</u>
条例第2条第1項第4号に掲げる団体	<u>一般財団法人佐賀県教職員互助会</u> <u>一般社団法人佐賀県観光連盟</u> <u>一般社団法人佐賀県計量協会</u> <u>一般社団法人地方税電子化協議会</u> <u>一般社団法人九州観光推進機構</u> <u>全国知事会</u>	条例第2条第1項第4号に掲げる団体	<u>一般社団法人佐賀県観光連盟</u>  <u>一般社団法人九州観光推進機構</u>
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
条例第11条第1号に掲げる法人	<u>佐賀ターミナルビル株式会社</u>	条例第11条第1号に掲げる法人	<u>該当なし</u>
条例第11条第2号に掲げる法人	<u>株式会社サガンドリームス</u>	条例第11条第2号に掲げる法人	<u>該当なし</u>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。